

平成28年度座間市所管社会福祉法人指導監査結果の概要

○平成28年度指導監査の実施状況

法人名	実施日	監査の類型※	要報告事項の概要			通知事項の件数
			種別	指摘内容	改善状況	
三栄会	H28. 7. 12	定期指導監査	会計	会計処理の一部に改善を要する事例がありました。	改善済	0
				入札すべき契約について、入札によらない事例がありました。		
高松児童福祉会	H28. 7. 27	定期指導監査	要報告事項はありませんでした。			4
ひかり福祉会	H28. 7. 27	定期指導監査	法人	役員の選任に係る必要書類に不備がありました。	改善済	3
敬心会	H28. 7. 28	定期指導監査	指摘事項はありませんでした。			
慈湧会	H29. 1. 24	定期指導監査	要報告事項はありませんでした。			3

○過年度改善中の要報告事項の進捗

法人名	実施日	監査の類型※	要報告事項の概要		
			種別	指摘内容	改善の目途
ざま泉水会	H27. 7. 29	定期指導監査	会計	新会計基準への移行処理について、不適切な事例が認められました。	改善済
座間市社会福祉協議会	H28. 1. 29	定期指導監査	法人	一部の評議員について改選の検討を要することが確認されました。	改善済
				役員の選任手続きについて不備がありました。	
			会計	入札にすべき契約について、入札によらない事例がありました。	

※所轄庁が行う社会福祉法人への指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に大別されます。指導監査の区分けはおおむね次のとおりです。

○指導監査区分表

監査の種類		実施基準
一般指導監査	定期指導監査	2年（要件を満たした場合は4年）に1回実地により実施。
	臨時指導監査	法人及び施設等の運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合に随時実施。
特別指導監査		運営等に重大な問題を有する法人及び施設等を主な対象として、随時実施。

（参考）評価の区分

区分	基準	報告の要否	報告期限
A 要報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法に関する法令に違反しているもの</li> <li>指導監査に関する通知に抵触しているもの（軽微なものを除く）</li> <li>定款その他の法人の規則等に重大な違反又は不備があるもの</li> <li>不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人の経営基盤に影響を及ぼすおそれがあるもの</li> <li>経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要であるもの</li> <li>過去の監査で継続的に指導しているにも関わらず、改善が見られないもの</li> <li>神奈川県等との協議の結果、特に要報告事項とする必要が認められるもの</li> <li>その他法人の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの</li> </ul>	改善状況の報告を要する	結果通知到達の日から60日以内
B 通知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>要報告事項に該当しないが、次回の実地監査において改善状況を確認するもの</li> </ul>	改善状況の報告を要しない	なし
C 指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の担当者に対するヒアリング等で指導、助言するが、講評における指摘事項としないもの</li> </ul>	改善状況の報告を要しない	なし